

令和 7 年 8 月 農業委員会定例会議事録

日時	令和 7 年 8 月 2 1 日（木）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 1 7 分		
場所	さぬき市役所 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2		
	議事録署名委員の指名について		
日程第 1	諸報告		
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 ～ 3 号)	
日程第 3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第 4 ～ 7 号)	
日程第 4	農地法第 4 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 8 号)	
日程第 5	農地法第 5 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 9 ～ 1 3 号)	
日程第 6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第 1 4 号)	
日程第 7	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第 1 5 号)	
日程第 8	地域計画変更申出について		
日程第 9	その他		
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 白川良一 9 林 文夫 10 藤井 修 11 樫村浩二 12 十川隆行 13 寒川孝志 14 戸田修治 16 細川和美 17 岩澤佳宣(会長職務代理者) 18 芳竹和政（会長）		
欠席委員	5 松岡浩二 15 長田禎二		
事務局	蓮井敏彦事務局長 大丸伸二副主幹 松本美佳係長 山本泰平主査		
農林水産課	森敬治副主幹		
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西渕健一農地集積専門員		
傍聴者	なし		

事務案内が終わりましたので、定例会を始めたいと思います。
それでは、会長、よろしくお願い致します。

改めて、こんにちは。早期コシヒカリの収穫も最盛期を迎えております。
大変暑い中ですが、お体には十分に注意して行ってください。

それでは、会を進めていきたいと思います。

なお、本日提案致します案件については事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思いますので、よろしくお願い致します。

本日の出席は１８名中１６名の出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、１０番 藤井委員さん、１１番 檜村委員さん、両委員さん、お願い致します。

では、本日の日程に従って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より報告をお願い致します。

それでは、別紙A4の資料1ページの農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、2件受理しています。

報告第1号、報告第2号は農地機構を介した合意解約になります。貸人、●●●、●●●●●様、借人、●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆です。解約理由は貸人の要望です。

次に、別紙A4の資料2ページの使用貸終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、12件受理しております。

報告第1号、報告第2号は農地機構を介した合意解約となります。報告第1号、貸人、●●、●●●●様、報告第2号、借人、●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他3筆です。解約理由は借り手の都合です。

続きまして、報告第3号、報告第4号につきましては農地機構を介した合意解約となります。貸人、●●●●●●、●●●●様、借人、●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●番●です。解約理由は売買のためです。

報告第5号、報告第6号は農地機構を介した合意解約となります。貸人、●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。解約理由は借り手の都合です。

次に、資料3ページをご覧ください。

報告第7号、報告第8号につきましては合意解約となります。貸人、●●●●●、●●●●●様、借人、●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●他4筆です。解約理由は借り手の都合です。

続きまして、報告第9号、貸人、●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●様、
借人、●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番
●他1筆です。解約理由は借り手の都合です。

最後に、資料4ページをご覧ください。

報告第10号、貸人、●●●●、●●●●様、借人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他1筆です。解約理由は売買のためです。

最後に、報告第11号、報告第12号は農地機構を介した合意解約となります。貸人、●●●、●●●●●様、借人、●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番です。解約理由は売買のためです。

以上で報告を終わります

議長（会長）

事務局の報告が終了致しました。

日程第２ 農地法第３条に基づく申請審議について、会長提出議案第１号から第３号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

今月の3条の案件は3件ございまして、面積にして2, 398㎡の3筆になります。

それでは、個別の案件についてご説明します。議案書 1 ページを開いてください。

会長提出議案第1号、地区番号3、受付年月日、令和7年7月31日。譲渡人、●●、●●●●様、譲受人、●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに畑で、地積は326㎡です。譲渡人の申請事由、耕作不便、低生産地のため、譲受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は541㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては1ページになります。

申請地は、●●●●●から西へ約45mに位置しています。申請地の耕作計画としてスモモの栽培を予定しています。

続きまして、会長提出議案第2号、地区番号3、受付年月日、令和7年7月31日。譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目は田、現況地目は畑、地積は276㎡です。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は新規就農です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は1人となります。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、●●●●●●●●より北西約140mに位置しています。譲受人は北に隣接します宅地を申請地と併せて購入し、耕作計画と致しまして野菜の栽培を予定しています。

続きまして、会長提出議案第3号、地区番号5、受付年月日、令和7年7月31日。譲渡人、●●、●●●●●●●●●●●●●●●●様、譲受人、●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目は山林、現況地目は畑で、地積は1,796㎡です。譲渡人の申請事由、法人清算のため、譲受人の申請事由は法人清算による取得です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては3ページになります。

申請地は、●●●●●●より南西約1,400mに位置しています。耕作計画として野菜の栽培を予定しており、所有権移転後、令和7年12月頃をめどに、●●●●●●様名義で制限除外を予定しています。

以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員からお願いします。

林文夫委員 先週の水曜日に推進委員と見てまいりましたが、柵が立って囲まれておりまして、駐車場のほうからの入り口しかなかったということでありまして、農地でやるんなら、家の裏やからできるとは思いましたが、努力してやるとしか言いようがない土地でした。

大塚ノブ子委員 それでは、第2号議案をご報告致します。私たち8月16日に現地確認を行いました。それで、見ましたところ、大きな草は刈り取られてあって、マクサのような小さな草が生えておりましたが、お野菜を作るには最適な場所だと思います。現状は畑とみなしてもよいのではないかと私たちは判断致しました。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区、お願い致します。

戸田修治委員 17日の日曜日にみんなで見に行きまして、これは香川用水のポンプ場ができたときに山林から畑に整備されたところらしいのですが、特段問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第3号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第1号から第3号につきましてお諮りします。議案第1号から第3号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号から第3号を原案のとおり認めることと致します。
続きまして、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第4号から第7号までを議題とし、一括上程致します。
それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局

それでは、会長提出議案第4号から第7号の非農地証明願いについて説明します。

今回の非農地証明案件は4件ございます。対象農地は10筆で、合計面積は6,434㎡です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第4号、地区番号1、受付年月日、令和7年7月31日。申請人、●●●●●、●●●様、申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目は畑、現況地目は山林で、地積は589㎡です。申請理由は、平成15年頃から耕作放棄地となり、22年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。資料は4ページをご覧ください。

●●●●●から北西約1,400mに位置しております。申請地は父親が耕作を行っていたが、高齢で耕作が難しくなり、平成15年頃から耕作放棄地となりました。農地への復元は困難で、山林化が著しくなったため、申請に至りました。

続きまして、会長提出議案第5号、地区番号3、受付年月日、令和7年7月31日。申請人、●、●●●●●様、申請地が●●●●●●●●●●●●●●●●番●他5筆です。台帳地目は畑、現況地目は山林で、合計地積が4,965㎡です。申請理由は、平成29年頃より耕作放棄地となり、令和3年頃から山林化が著しくなったため、申請に至りました。お手元の資料5ページから7ページをご覧ください。

場所につきましては、●●●●●●●●●●より北西約500mに位置しております。申請者の高齢化に伴い耕作放棄地となりまして、令和3年頃から山林化が著しくなり、また、宅地への進入路としまして、山林化した農地の分筆登記を併せて行いました。

次に、会長提出議案第6号、地区番号3、受付年月日、令和7年7月31日。申請人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目は畑、現況地目は原野で、地積が646㎡です。資料につきましては8ページをご覧ください。

場所につきましては、●●●●●●●●●●より南東へ約2,200mに位置しております。申請理由として、申請地はため池に隣接しており、トラクター等の耕作機械の搬入路も狭く、また、イノシシの被害により耕作放棄地となって竹林も茂り、原野化が著しくなったためです。

続きまして、会長提出議案第7号、地区番号4、受付年月日、令和7年7

場所につきましては、●●●●より南東へ約420mに位置しております。申請理由と致しましては、狭小農地であったため十分な作付ができず、平成13年頃から耕作放棄地となり、現在の状況となりました。

説明は以上となります。

山下加代子委員	18日に現地確認してまいりました。太い草もたくさん生えとって、周り、竹も生えとるので、もう元に戻すのは無理だと思います。よろしく願いします。
---------	---

大塚ノブ子委員	それでは、第5号議案についてご報告致します。私たち8月16日に現地確認を行いました。私たち家のそばまで行ったんですけど、入る余地がなかったんです。それで、近くから眺めたり道路から眺めたりいろいろしたんですけど、大きな木がたくさん生えて、すっかり山林化しておりました。山ということで判断致しました。よろしくご審議お願い致します。
---------	--

議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第４号から第７号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
--------	---

	第6号は、もう現状は山林で行きたいと思います。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第4号から第7号につきましてお諮りします。議案第4号から第7号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第4号から第7号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第8号を議題とし、上程致します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	ちょっと今日、担当が休みなので、私のほうで説明させていただきます。 今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして159㎡、1筆です。議案書3ページからでございます。 会長提出議案第8号についてご説明します。申請人、●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目、宅地、地積159㎡。転用目的、農家住宅。工事着完予定年月日、昭和50年1月1日から昭和51年1月31日。農地区分、第2種農地。無断転用是正の申請案件です。資料は10ページから11ページで、位置図を10ページに掲載しております。 申請地は、●●●●●の北東約250mに位置しております。申請地は、昭和50年1月から昭和51年1月の間に、農家住宅として、転用許可を受けずに造成しておりました。このたび無断転用が発覚したため、是正の申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。 以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、●●地区代表委員から調査結果の報告をお願い致します。
松岡浩二委員	8号議案ですが、8月15日に現地確認に行きました。この農地につきましては、次のページの5条の10に出てくる農地と同一で宅地になっております。それで、もう既に長年もう家が建って住んでいるので、止むを得ないと判断致します。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案8号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号についてお諮りします。議案第8号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第9号から第13号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

今月の5条の案件は5件ございまして、面積にして2,307㎡、5筆です。議案書4ページからでございます。

会長提出議案第9号についてご説明致します。譲渡人、●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積369㎡。転用目的、資材置場兼駐車場。工事着完予定年月日、許可後から令和7年12月31日。権利、所有権移転売買、農地区分、第2種農地。本年6月に農振除外の審議をした案件です。資料は12から13ページで、位置図を12ページに掲載しております。

申請地は、●●●●●●の北東約900mに位置しております。譲受人は土木工事業を営んでおり、このたび、所有する資材置場が手狭となり、新たに事務所及び所有する倉庫に隣接するこの申請地を利用致したく、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第10号についてご説明致します。譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番、台帳地目田、現況地目、宅地、地積320㎡。転用目的、農家住宅。工事着完予定年月日は昭和50年1月1日から昭和51年1月31日。権利、使用貸借権設定、農地区分、第2種農地。無断転用是正の申請案件です。資料は14から15ページで、位置図を14ページに掲載しております。

申請地は、●●●●●●の北東約250mに位置しております。本議案は議案第8号に関連した案件で、議案第8号の申請地と同様に、昭和50年1月から昭和51年1月の間に、農家住宅として、転用許可を受けずに造成されていたものです。このたび無断転用が発覚したため、是正の申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第11号についてご説明致します。譲渡人、●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積1,237㎡。転用目的、駐車場。工事着完予定年月日、許可後から令和7年12月31日。権利、所有権移転売買、農地区分、第2種農地。本年6月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては16から17ページで、位置図を16ページに掲載しております。

申請地は、●●●●●の西約350mに位置しております。譲受人は自動車販売及び整備業を営んでおり、このたび、業務で必要となる駐車場用地が手狭となり、新たに既存の事務所及び駐車場に隣接する申請地を利用したく、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第12号についてご説明致します。譲渡人、●●、●●●●●様、譲受人、●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目畑、現況地目、宅地、地積51㎡。転用目的、宅地拡張。工事着完予定年月日、平成15年3月10日から平成15年4月10日。権利、使用貸借権設定、農地区分、第3種農地。用途区分、第1種住居地域です。無断転用是正の申請案件です。資料と致しましては18から19ページで、位置図を18ページに掲載しております。

申請地は、●●●●●の西約50mに位置しております。申請地は居宅の駐車場用地として利用されており、新築した際に近隣に駐車場がなく、居宅に隣接し利便性がよいことから、転用許可を受けずに造成しておりました。このたび無断転用が発覚したため、是正の申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第13号についてご説明致します。譲渡人、●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積330㎡。転用目的、非農家の自己住宅。工事着完予定年月日、令和7年10月1日から令和8年3月31日。権利、使用貸借権設定、農地区分、第2種農地。本年6月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては20から22ページで、位置図を20ページに掲載しております。

申請地は、●●●●●の南西約350mに位置しております。譲受人は●●●●●の●●として、父の●●とともに両親と同居しておりましたが、住宅が古く子育てにも不便であるため、当該神社の近くで妻の父親が所有する当該申請地において居宅を新築致したく、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお

願います。

●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。

松岡浩二委員

それでは、第9号、8月15日に現地の確認を行いました。この農地については、7年の5月30日に受付している農振除外地区の現地であり、説明のとおり、建設会社の駐車場用地として利用するもので、問題ないと思われます。

それから、次の第10号ですが、これも同じく15日に現地確認を行いました。先ほど4条のところでご説明したとおり、これは同一宅地ということになっておりまして、申請のとおり問題ないと判断します。

続きまして、第11号ですが、これにつきましても、5月30日の農振除外の受付を行っている農地で、説明のありましたとおり、●●さんです。その分の用地確保ということで転用の申請が出ておるといことです。この農地につきましては両サイドも宅地に囲まれた農地でありまして、この転用は止むを得ないと判断致します。よろしくお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林文夫委員

第12号ですけども、先週の水曜日、13日に推進委員と2人で見てまいりましたけども、無断転用是正案件でございますので、言いようがありません。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

●●●●の●●●●さんの新築住宅と思いますが、前回は申請が出ていたのですが、水路が進入路の横に通っておりまして、その管理用道路ということで、再申請だと思います。特段問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第9号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第9号から第13号につきましてお諮りします。議案第9号から第13号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第9号から第13号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議

	案第１４号を議題とし、上程致します。なお、今月の議案で、議案書の整理番号５７番から６７番が私の関係議案となり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。 では、事務局の説明をお願い致します。
事務局	会長提出議案第１４号についてご説明致します。議案書５ページから８ページをご覧ください。農地の貸し借りについて、委員さん案件を除いた５３件についてご説明致します。 貸付先は、個人３８件、法人１５件となっております。設定する権利の種類は、使用貸借権が４９件、賃借権が４件で、そのうち賃借権件の内訳と致しまして、１，４９９円が１件、１，５００円が２件、２，０００円が１件です。期間につきましては、３年３か月が１件、６年が１４件、１０年が３８件となっております。 利用内容につきましては、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっており、地域計画の区域につきましては、●●地区が２件、●●地区６件、●●地区１２件、●●地区１１件、●●地区２件、●●地区４件、●●地区１６件となっております。 以上です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては件数が多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等がある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案書の整理番号５７番から６７番を除く議案第１４号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、認めることと致します。 続きまして、●の関係案件であります５７番から６７番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。
議長(会長職務 代理者)	それでは、●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長(会長職務 代理者)	では、事務局からの説明を求めます。
事務局	会長提出議案第１４号についての委員さんの案件は１５件で、権利の種類

以上です。

説明が終了致しました。質疑等はありませんか。

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいですか。

では、原案のとおり承認致します。
退席されている●●委員の再入場を認めます。

続いて、日程第 7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第 15 号を議題と致します。

それでは、事務局より説明をお願い致します。

今回審議をお願い致しますのは、●●●●●●●●●●です。

住所は●●●●●●●●●●●●●●●●番地●、設立年月日は平成●年●月●●日です。

では、別紙の経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標（１）営農類型としましては、複合経営になります。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（１）生産について、

水稻の作付面積の現状は２，１１０ａで生産量は８８，６２０kg ですが、５年後の作付面積２，４００ａで生産量は１０万８００kg に増やします。飼料用米の作付面積の現状は７３０ａで生産量３５，７７０kg ですが、５年後の作付面積は５００ａで生産量２４，５００kg に、こちらは減らします。小麦の作付面積の現状は２，２３０ａで生産量は１２万４２０kg ですが、５年後の作付面積は２，４００ａで生産量は１２万９，６００kg に増やします。

（２）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業について、作業受託の売上の現状は７００万円ですが、５年後変更はございません。

（３）農用地及び農業生産施設については、ア）農用地で、借入地は現状、田が３，５３９ａと畑が１ａですが、５年後、田を３，８４０ａに増やします。

イ）農業生産施設のほうは、農舎が１棟で１，０００㎡ですが、５年後変更は

議長（会長）	事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項等がありましたら報告をお願いします。
--------	---

十川隆行委員	●●地区でいちばん最初につくった法人でございますので、別に問題ないかと思ひます。管理も行き届いております。よろしくお願ひします。
--------	--

全委員	「質疑なし」との声あり。
-----	--------------

全委員	「異議なし」との声あり。
-----	--------------

[illegible]

申出番号3、資料3ページをご覧ください。申請人、●●●●●●、●●●●●●様、持分3分の1、●●●●●●、●●●●●●様、持分3分の1、●●●●●●様、持分3分の1、申請地、●●●●●●●●番、地積660㎡。転用目的、宅地分譲です。申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。

続きまして、申出番号4、資料4ページをご覧ください。申請人、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他7筆、地積2,605.8㎡。転用目的、宅地分譲です。申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。

申出番号5は申出番号4の申請人に関連する無断転用の是正の案件になります。申出番号5、資料5ページをご覧ください。申請人、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、地積1,485㎡のうち257.87㎡。転用目的、進入路及び物置で、無断転用を是正するものです。申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。

続きまして、申出番号6、資料6ページをご覧ください。申請人、●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、地積546㎡。転用目的、●●の●●●●●●●●の職員駐車場用地でございます。申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。

続きまして、申出番号7、資料7ページをご覧ください。申請人、●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、地積501㎡。転用目的、非農家の自己住宅です。申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。日程第8 地域計画変更申出について質疑等ありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、日程第8 地域計画変更申出ないようですので、議案第19号につきましてお諮り致します。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、日程第8 地域計画変更申出について原案のとおり認めることと致します。

本日上程の議案については以上ですが、日程第9 その他で、何かありませんか。

農地集積専門員から何かございませんか。

農地機構 ございせん。

事務局

事務局から次回の定例会の案内を致します。次回は9月19日金曜日13時30分から、ここで行います。よろしくお願い致します。

議長（会長）

以上をもちまして、令和7年8月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、御礼を申し上げます。

（ 2時17分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・0名

・地域計画変更申出について

賛成委員・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員　　10番

署名委員　　11番